



第6回（定例）沖縄県教育委員会

1 日 時 平成21年3月11日 15時31分～16時09分

2 場 所 教育庁第一会議室

3 出席者

委員	比嘉委員（委員長） 鎌田委員 東委員 安次嶺委員 中野委員 仲村委員（教育長）		(欠席委員)	
	教育	統括監等	教育指導統括監、参事	
		育	課長及び 班長等	総務課長 財務課長 施設課長 福利課長 県立学校教育課長 義務教育課長 保健体育課長 生涯学習振興課長 全国高校総体推進課長
庁	職務のため 出席した者		(事務局) 総務課副参事兼総務班班長 総務班主任	
4 傍聴した者  記者2人				

委員長	<p>それでは、只今から平成21年第6回定例県教育委員会会議を開催します。</p> <p>はじめに会期の決定を行います。本日1日を予定しておりますが、よろしいでしょうか。</p>
各委員	異議なし。
委員長	<p>この通り決定します。</p> <p>次に前回会議録の承認を行います。鎌田委員お願いします。</p>
鎌田委員	正確に記載されております。
委員長	正確に記載されているということですが、承認してよいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	<p>承認します。</p> <p>今回会議録署名人は、東委員にお願いします。</p>
東委員	はい。
委員長	次に教育長報告を行います。
教育長	今回、報告事項はございません。
委員長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議題は、議案が4件となっております。なお、議案第3号及び4号は人事案件でありますので、非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
各委員	はい。
委員長	<p>この通り決定します。</p> <p>それでは、議案第1号の説明をお願いします。</p>
総務課長	(議案について説明)
鎌田委員	<p>今の総務課長の説明では、先ほどの勉強会での委員の意見を取り入れたいとのことだったので期待したい。資料4ページにあるが、県は国の教育振興基本計画を受けて、第3次沖縄県教育推進計画をいかして今回の計画案を策定したと思う。その変更点の中に、就学前の幼児教育という視点が計画</p>

	<p>の中に文字化されていない。教育は6歳からではなく0歳からスタートするものだという視点に立ち、また教育基本法第11条に幼児教育が新たに規定される状況も出てきているので、県が就学前の幼児教育にも力を入れていくという決意を示す意味でも、しかるべき項目で計画にしっかり組み込んでいただきたい。</p>
教育長	<p>教育目標では「幼児、児童、生徒」というように、必ず「幼児」をかぶせるようにしてありますが、今回の計画策定では見落としがあったのかと反省をしております。現在、幼児教育アクションプログラムを作成中ですので、(今回の)振興基本計画にも当然入れなければなりません。これについては、善処してまいります。</p>
安次嶺委員	<p>学校の時代は、将来の健康な体を作る基礎となる。学校の先生方、教育行政もそこをしっかりと認識して、心と体の健康を(今回の計画に)取り入れているのはよくわかった。しかし、体の基礎は就学前にできる。鎌田委員が幼児教育の重要性を仰っていたが、体についても同様なので、健康の問題も幼児期、0歳児のおっぱい飲んで赤ちゃんで始まらないといけないという認識を、学校の先生方、教育行政までしっかりとっていただきたい。今の親たちのような不健康な大人にしないためにどうすればいいか。メタボ等の大人たちを反面教師として、健康な子どもを育てるという認識を持ちましょう。30年後に、今の子ども達を心身ともに健康な人にするという認識の下に学校の教育をしなくてはいけない。就学前の体と心の問題とても大事だから、教育の基本的なところとして位置づけていただきたい。</p>
中野委員	<p>資料5ページの④に「社会の信頼に応える学士課程教育の実現」ということで、アからエまでである。そのエに「教員評価のあり方や教育研究などのシステムの整備」等々とあるが、学校の管理者に対する評価について、現場の教員からの評価や、保護者からの評価も加えるということも考えたことはあるか。</p>
教育長	<p>当該項目は県立大学に関する部分ですが、ご質問の教員の評価については、人事評価システムの中で管理者である校長、教頭、事務長を含めて実施されております。この評価は業績評価ですので、自分で目標を設定しそれをどれだけ達成できたかを面談をしながら評価をしております。委員が仰った保護者や生徒からの評価というのは、学校評価では行われていますが、管理者の人事評価ではまだありません。これについては、研究課題としてまいります。</p>
中野委員	<p>保護者と生徒と教職員から、その学校の管理者を評価すべきではないだろうかという気持ちがある。ぜひ検討してほしい。</p>

	い。
東委員	<p>計画案の35ページの「性・エイズ、薬物乱用防止等教育推進事業」は、わかりにくい事業名だ。感染症、病気としてのエイズという捉え方があり、発展途上国でも問題となっているが、世界的には人権や差別の問題としての違う側面のエイズの捉え方がある。エイズ、薬物乱用と並べて書くと全て悪者と見えるので、考慮して欲しい。</p>
教育長	<p>列記してありますが、事業としては別々ですので、表現を検討していきたいと思えます。</p>
委員長	<p>本日、鎌田委員、安次嶺委員から就学前の幼児教育の位置づけ、重要性ががこの計画案の中で弱いのではないかという指摘があった。その点は、ぜひともよろしく願います。やはりこの上位計画や推進施策の項目に（幼児教育が）のってこない、県の姿勢として見えてこない。予算化や各部署におりたときの推進についても変わってくる。ぜひ盛り込むよう、願います。</p> <p>それでは、この通り決定してよいでしょうか。</p>
各委員	はい。
委員長	<p>それでは、この通り決定します。</p> <p>次に議案第2号の説明をお願いします。</p>
義務課長	(議案について説明)
安次嶺委員	<p>理科の力をつけるという意味で、このようなシステムができたのは結構なことである。ただ、教える側の資質を向上させるためのトレーニングも必要ではないか。人材を連れて来ればいいという話ではないと思う。もう一点だが、現状の理科教育に問題があることになるのだろうが、今回のコーディネーターをつくってどのように良くなったかを評価することは考えられているのか。</p>
義務課長	<p>理科支援員等コーディネーターの役割として、理科支援員等に対する助言、指導があります。事業を委託した学校を周り、授業を観察しまして、指導、助言を行っています。また、各教育事務所ごとに理科支援員の研修会を実施して資質向上に努めております。事業の評価及び成果につきましては、国では5ヶ年をスパンに実施する事業としておりますが、今年度で3年目となります。1年目、2年目の成果としましては、（支援員を配置することで）一人一人の生徒に目が配れるようになり、子どもの考えを述べる場面が多くなったということがあります。また、実験等の安全面の配慮が行き届くようになり、それまで一人の先生で実験観察を担</p>

	<p>当していたものがグループでできるようになったという評価が見られます。</p>
教育長	<p>全国調査では、小学校の教員で理科の授業に自信がない人が約50%という結果が出ています。(理科の授業の)訓練、研修を受けてないという全国的な状況もあり、このような事業が文科省から出てきました。理科のOB教員を活用して、若い教員に理科教育を伝えていければいいと考えております。</p>
鎌田委員	<p>教育職員免許を必ずしも有しなくてよいことが、これまでの事業の経過で見えて今回の改正につながった。(理科支援員等は)小学校の理科を対象としている。中学校の教員はそれぞれの専門分野で分かれているが、小学校の教員は総合である。今回のコーディネーターは、ベース校に化学の専門を持った者、生物の専門を持った者というように何人か配置するのか。それとも、1小学校に1人という配置か。</p>
義務課長	<p>学校には理科支援員が配置されまして、この方々は主に小学校の教員免許を有していたり、教員志望者です。支援員は、実験の準備、支援、片付け等をしております。もう一つ現場では特別講師がおりまして、この方々の中には特に教員免許を持たない人もおります。各企業や県研究機関等で研究をされてる方を、特別講師として授業の中で活用しております。今回規程を改正するコーディネーターは、全県の理科支援員や特別講師の人材の確保や、各指定校をまわって指導助言をしたり、研修の企画や経理等をしていきます。このコーディネーターを現在、教育庁に置いているのを、改正して総合教育センターに置き、全県的に指導助言させたいということです。このコーディネーターは、特に教員免許を有しなくてよいということです。また、小学校の理科ですので生物や化学といった分野はないのですが、実際には生物の観察であったり、物理的な実験があります。それに直接関わるのは理科支援員や特別講師となります。</p>
委員長	<p>特別講師や支援員を活用して、多様な視点から興味を持たせる授業をしていくために、コーディネートし、サポートするのが、今回のコーディネーターということか。</p>
義務課長	<p>はい。外部人材とのつながりをいかして、市町村から要請があった時に研究機関、科学振興機構等と調整するということをコーディネーターがやっております。</p>
委員長	<p>そのコーディネーターが活動しやすいように教育センターに配置をするということですね。 ところでコーディネーターに関してだが、色んな形でコーディネーターの事業がある。先ほど安次嶺委員からもあった</p>

	が、コーディネーター導入による成果は検証されているのか。
義務課長	事業自体の成果は先ほど申し上げましたが、コーディネーターそのものの検証はこれからです。実は、平成19年度の事業導入時は、市町村にもコーディネーターを置くことができたので、県には置いておりませんでした。これが、県に置く必要があるということで、今年度から義務教育課に2人置いております。その検証を、これからやっていきます。次年度は、今年度の反省に基づいて業務を進めてまいります。
委員長	コーディネーターは、今後重要な役割を持つてくるので、検証しつつ積極的に進めていただきたい。 それでは、この通り決定してよいでしょうか。
各委員	はい。
委員長	それでは、この通り決定します。 休憩します。  (以下は非公開部分なので、省略します)